

令和8年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業の実施状況

No	補助・単独	担当課	事業名	事業の概要（目的）	事業 始期	事業 終期	事業の概要				
							総事業費	国庫補助額	交付金充当額	その他	
1	単	環境対策推進課	水道料金軽減支援事業（R7-R8繰越分）	物価高騰の影響を受けている市内の生活者及び事業者への生活支援として、水道料金の基本料金4か月分（4～7月検針分）を全額免除することにより、経済的負担の軽減を図る。	R8.5	R9.3	-	-	-	-	事業の概要 ①交付金を充当する経費内容 ②積算根拠（対象数、単価等） ③事業の対象（交付対象者、対象施設等）
2	単	環境対策推進課	脱炭素事業推進奨励金	物価高騰の影響が続く中で、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するため、脱炭素推進事業を実施する者に対し支援を行う。	R8.4	R9.3	-	-	-	-	①② 脱炭素事業推進奨励金事業 5,000千円 太陽光発電システム 5万円×30基 高効率給湯器 5万円×33基 蓄電池 5万円×30基 太陽熱利用システム 3万円×5基 地中熱利用システム 10万円×1基 V2H 5万円×2基 ③市民（市内に主たる住居を所有又は新築する者かつ、当該機器を設置する者）
3	単	保育課	公立保育所給食食材料費支援金	物価高騰の影響を受けている、公立保育所児童の保護者の負担を軽減するため、食材料費の上昇相当分を補助する。	R8.4	R9.3	-	-	-	-	①② 公立保育所給食食材料費支援事業 7,315千円 3歳未満児 物価高騰分：75円×25回/月×12月×141人=3,172,500円 3歳以上児 物価高騰分：59円×25回/月×12月×234人=4,141,800円 ③交付対象者：公立保育所児童の保護者（教職員除く） （支払先：給食事業者）
4	単	環境対策推進課	水道料金軽減支援事業	物価高騰の影響を受けている市内の生活者及び事業者への生活支援として、水道料金の基本料金2か月分（8～9月検針分）を全額免除することにより、経済的負担の軽減を図る。	R8.9	R9.3	-	-	-	-	①桶川北本水道企業団への水道料金軽減支援補助金 ②基本料金（2か月分） 1,474円×35,000件=51,590,000円 ③市民及び市内事業者（公的機関除く）
合計							0	0	0	0	

※総事業費、国庫補助額、交付金充当額等については、事業完了後、国への実績報告後に確定した数値に更新します。